

# 第 24 回総会議事録

(令和 7 年 6 月 24 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第24回総会 議事録	
日 時	令和7年6月24日（火曜日）14時00分～16時05分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 12名 欠席農業委員数 0名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第8号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について 第9号議案 横浜農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更の意見照会について  2 報告事項 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について 第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第5号 農地の転用事実に関する照会の回答について 第6号 農業経営改善計画の認定について 第7号 農地法第5条許可審議案件（令和6年度第21回総会議案）に対する取り下げについて 第8号 令和7年度生産緑地地区の都市計画変更案について
審議結果	第1号議案 6号 許可 第2号議案

	4号 保留 5号 許可相当
第3号議案	
	6号 許可相当 7号 許可相当 8号 許可相当
第4号議案	
	6号 承認 7号 承認
第5号議案	
	2号 承認
第6号議案	
	11号 承認 12号 承認 13号 承認 14号 承認 15号 承認 16号 承認 17号 承認
第7号議案	
	2号 承認 3号 承認 4号 保留
第8号議案	
	戸塚 71 承認 瀬谷 230 承認
第9号議案	
	意見なし

議 事	
事務局	(開会 14時00分) 農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。出席委員数報告。
議長	第24回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は12名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第24回総会を開会いたします。議事録署名人は、石井勝委員と金子委員にお願いします。
議長	それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」受付番号6号について審議します。事務局から受付番号6号について、説明をお願いします。
事務局	<第1号議案受付番号6号を朗読>

森委員

申請地は、中田中央公園から北東へ約 700mの農用地の一部です。南東側と南西側は道路で北東側は農地、北西側は他の農地と接していて北西側は仕切りがなく法面で続いています。それ以外は道路部分に柵があります。現在は耕作されておらず、草はきれいに刈られている状況です。農地として使用するにあたり問題はないと思います。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第 1 号議案受付番号 6 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 1 号議案受付番号 6 号については、許可とします。

議長

続きまして、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」受付番号 4 号について審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第 2 号議案受付番号 4 号保留について朗読>

議長

ただいま事務局から説明があったように、第 2 号議案受付番号 4 号については、本総会では保留とします。

議長

続いて、受付番号 5 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

<第 2 号議案受付番号 5 号を朗読>

森委員

議案の詳細については門倉推進委員から説明します。

門倉推進委員

申請地は国際親善病院から道路挟んですぐの場所です。申請者は高齢で後継者がいないため、駐車場を整備して貸し出します。借受予定者は産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬等及び建設業等を業としています。現在は、弥生台にある本社から直線距離で約 580m程度の駐車場に本社用営業車 14 台を駐車しており、社員は本社に出勤後、駐車場まで徒歩で移動しています。距離的な問題に加え、現在使用している駐車場は、早期に解約を要請されていることから、代わりとなる駐車場を探していました。今回の申請地は本社から直線距離で約 200m程度となります。こちらに本社用営業車 14 台を移して、現在借りている駐車場は解約とのことです。今回の申請地は農地転用に必要な面積として必要最低限であると判断しています。申請地の立地ですが、東側は幅員 4 m 以上の公道、西側は宅地、南側は西側宅地への進入路、北側は畠と宅地になっています。敷地内は全面アスファルトを敷設し、雨水は雨水勾配によりグレーチングを施した側溝へ集水し、雨水樹を経由して前面道路 U 字溝へ接続し処理します。隣接地との境界には既存のブロックに加えてコンクリートブロックを 3 段積み増しますが、地盤高は現況より 5 cm 程度下げるため、新設ブロックに土圧はかかりません。また、東側の出入口部分以外にはコンクリートブロックを 1 段設置します。土の流出、雨水、日照、通風について

	北側農地への影響はありません。隣接農地の所有者には転用計画を説明し承諾を得ています。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第2号議案受付番号5号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案受付番号5号については、許可相当とします。
議長	続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。受付番号6号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号6号について朗読>
矢島会長	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	譲受人が駐車場を整備して使用するものです。借受予定者である譲受人は、介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護施設等を横浜市内で運営しており、今回の申請地隣地で小規模多機能ホームを運営しています。これまで、北側空地を通勤兼事業用車両等8台分の駐車場として、地権者である譲渡人の了解を得て無償で使用していました。今回、当該地に資材置場を設置することになり、駐車場を利用できなくなつたため、早急に車両を置くことができるスペースを探しています。本来は8台分の駐車場を確保したいのですが、今回の申請地には、通勤兼事業用車両を6台駐車し、残りの事業用車両2台は近隣施設の応援等により対応します。今回の申請地は農地転用に必要な面積として必要最低限であると判断しています。隣接農地はありません。東側は譲渡人所有の山林、西側と南側は舗装公道2.5m、北側は施設用地及び通路となります。駐車部分は転圧し碎石敷きとします。法肩部分には転落防止の単管による柵を設置します。東・北側以外の法面は転圧の上、自然草地とします。また、隣地境界部の法尻部分には公道、通路への土砂流出防止のため、「とまるくん」を設置します。法肩部分は十分転圧の上、2mの単管パイプを1m根入れして、転落防止用柵を設置します。東側は隣地との境界に単管パイプ及び法部分に「とまるくん」を設置します。北側は出入り口以外にはロープを設置します。雨水は全面自然浸透により処理します。なお、駐車場内は西面法肩部分から場内中央に向けて水勾配を設定します。東側山林の隣接地権者は日照、排水等、隣接地の影響について承諾しています。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はありますか。
根本委員	第2号議案の5号は駐車場にして貸すということでした。第3号議案の6号も賃借権を設定するということですが、これらの違いはなんでしょうか。
事務局	第2号議案は農地法第4条の規定に基づく転用案件で、こちらの駐車場

根本委員  
事務局  
奥村委員  
事務局  
議長  
委員  
議長

議長  
事務局  
石井勝委員

議長

は土地の所有者である申請者が自ら資金を出し、駐車場に作り替えて借受人に貸します。第3号議案は農地法第5条の規定に基づく転用案件で、土地は譲渡人が引き続き所有しますが、駐車場の整備費用は譲受人が負担します。そのうえで、賃借権を設定し、譲渡人から譲受人に貸すということになります。

整備費用をどちらが負担するかという違いということでしょうか。

法律上の規定の違いはありますが、見た目上はそうなります。

地図上では敷地の北側に不思議な形の構造物があるように見えるのですが、実際はどのような状況になっているのでしょうか。

特段建物等はありません。2m程度の通路があるのみとなっています。公図を見てもこのような形にはなっていないので、あくまで地図上の表記のみと御理解いただければと思います。

御意見がなければ、採決を行います。

第3号議案受付番号6号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第3号議案受付番号6号については、許可相当とします。

続いて、受付番号7号について、事務局から説明をお願いします。

〈第3号議案受付番号7号を朗読〉

申請地は県立松陽高校からいすみ野駅に向かう途中、いすみ野小学校との間にある畑です。事業計画としては、不動産賃貸業を営む譲受人が土地を購入し、資材置場として整備したのち、土木建設業を営む事業者に賃借する計画です。借受人は現在、俣野町に知人と共同で土地を借りており、事務所も共同で使用しているそうです。お互いの事業が拡大するにつれて、不都合が生じていることから、自社だけの資材置場を確保する必要があるということです。現在の置場では、残土を受け入れて産業廃棄物を仕分けする業務を行っており、転用後も同様の使い方をする予定です。敷地内には通勤用車両2台、2トン～3トンダンプ3台、ミニユンボ2台の置場を設ける予定で、必要最低限の面積となっています。申請地東側は山林、西側は公道、南側は資材置場、北側は宅地となっています。東・西・北の3方向は単管柵で囲い、残土の流出を防ぐようにします。また、飛散防止のシートを設置する予定です。敷地内は砂利敷きの舗装をし、西側の一部は切土をして西側の道路にスロープを作る予定です。東側40～50m先には畑が広がっていますが、営農への被害は少ないものと思われます。御審議よろしくお願いします。

御意見がなければ、採決を行います。

第3号議案受付番号7号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案受付番号7号については、許可相当とします。
議長	続いて、第3号議案受付番号8号について、事務局から説明をお願いします。
事務局 森委員	<第3号議案受付番号8号を朗読> 申請地は中田中央公園から北東へ約650mの調整白地2筆です。北側は道路、西側と東側は宅地、南側は市民菜園です。隣接地との境界ですが、北側道路面、東側宅地面については、万能鋼板で囲い、南西側農地面に関しては、単管パイプネットを張って囲い、日照、通風に関しては、農地側に影響を及ぼさないようにします。申請地よりも南側農地の方が若干高いので、場内は碎石敷きとしますが、農地に影響を及ぼすような状態ではありません。農地との境にはブロック敷き等はせず、直接単管パイプネットを張るようです。雨水は、自然浸透及びU字溝を設置しますが、南側から西側の宅地の方に傾いているのでそこに沿ってU字溝を設置し、そこを経由して前面道路側溝に接続します。隣地地権者の了承も得ており、南西側農地の日照等に関しても話し合いが済んでいるということで問題ありません。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
委員 議長	第3号議案受付番号8号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
事務局 石井豊委員	総員挙手と認め、第3号議案受付番号8号については、許可相当とします。
議長	続きまして、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」受付番号6号について審議します。事務局から説明をお願いします。
議長	<第4号議案受付番号6号を朗読>
議長	申請地は道路となっており、地域住民が利用しています。農地に復元は不可能です。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見なければ、採決を行います。
議長	第4号議案受付番号6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案受付番号6号については、承認とします。
議長	続いて、第4号議案受付番号7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
石井勝則委員

＜第4号議案受付番号7号を朗読＞

申請地は環状4号線の鍋屋交差点から南へ約300mの農振白地1筆で、平成22年に周辺の農地とともに分譲住宅を建設する目的で転用許可が下りた土地ですが、本地の区画だけ住宅を建てることなく残地として残ってしまった土地です。その後、不動産業者が農地転用の変更手続きを行い、本地は農地転用許可が取り消されて、再び農地として復元される予定でした。しかしながら、地主が体調を崩してしまい、農地として使われることはなく、現在は砂利敷きとなっており、駐車場や住宅の庭の一部として使われています。10年前の土地の評価証明から、雑種地として課税されていることが確認でき、農地性はありません。御審議よろしくお願いします。

御意見なれば、採決を行います。

第4号議案受付番号7号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員  
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第4号議案受付番号7号については、承認とします。

議長

続きまして、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」受付番号2号について審議します。事務局から説明をお願いします。

＜第5号議案受付番号2号を朗読＞

議案の詳細については大山推進委員から説明します。

申請地は上柏尾第一公園から南へ約15mの生産緑地2筆です。露地野菜や果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。

御意見なれば、採決を行います。

第5号議案受付番号2号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員  
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第5号議案受付番号2号については、承認とします。

議長

続きまして、第6号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号11号、12号、13号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。

＜第6号議案受付番号11号、12号、13号を朗読＞

11号ですが、各筆サツマイモやトウモロコシなどの露地野菜を栽培しており、水田では田起こしがなされ田植えの準備が進められていました。いずれも肥培管理は良好です。

12号ですが、現地は立場から南側の萩丸交差点からJA中田支店の方へ入っていった道路沿いにある生産緑地4筆2団地です。約半分は市民菜園として管理しており、残りの半分は申請者自身が造園業として多肉植物や植木、果樹を植えており肥培管理は概ね良好です。

根本委員

13号ですが、吉原小学校から北へ約120mにある生産緑地2筆1団地で

	す。露地野菜が耕作されており、肥培管理は良好です。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第6号議案受付番号11号、12号、13号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号11号、12号、13号については、承認とします。
議長	続いて、第6号議案受付番号14号、15号、16号、17号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第6号議案受付番号14号、15号、16号、17号を朗読>
森委員	議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	14号ですが、県立横浜緑園高校から北へ約270mの調整白地10筆です。2942-1、2943はクリ畑、それ以外は露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
石井豊委員	15号ですが、上飯田町分については2208の一部に携帯電話の基地局がありますので、そこは除外となっています。他4筆を含め、肥培管理は良好です。
和田推進委員	続きまして、下飯田町の詳細については和田推進委員から説明します。下飯田町分ですが、相鉄線ゆめが丘駅の西側約200mから600mの間にありまして、ハウスではトマトが、そのほか4種類の露地野菜が耕作されていました。肥培管理は良好です。
矢島委員	16号ですが議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	16号ですが、横浜市消防訓練センターから東へ約30mの農用地14筆でサツマイモ、ジャガイモ等を栽培しています。肥培管理は良好です。
石井豊委員	17号ですが議案の詳細については和田推進委員から説明します。
和田推進委員	17号ですが、中和田南小学校の西側約200mにありまして、水田が1筆、そのほか4筆は畑です。肥培管理は良好です。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第6号議案受付番号14号、15号、16号、17号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号14号、15号、16号、17号については、承認とします。
議長	続きまして、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」受付番号2号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案受付番号2号を朗読>
石井勝委員	申請地は、県立松陽高校から西へ約50mの農振白地3団地計5筆です。

	露地野菜のほかクリやタケノコを栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第7号議案受付番号2号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第7号議案受付番号2号については、承認とします。
議長	続いて、第7号議案受付番号3号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案受付番号3号を朗読>
森委員	申請地は、中田中央公園から北へ約350mの農用地1筆及び北東へ約550mの農用地1筆です。主にトマト、カキ、ネギなどを栽培しており肥培管理は良好です。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第7号議案受付番号3号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第7号議案受付番号3号については、承認とします。
議長	続いて、第7号議案受付番号4号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案受付番号4号保留について朗読>
議長	ただいま事務局から説明があったように、第7号議案受付番号4号については、本総会では保留とします。
議長	続きまして、第8号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」一括で事務局から説明をお願いします。
事務局	<第8号議案戸塚71、瀬谷230を朗読>
議長	御協力をお願いします。
議長	続きまして、第9号議案「横浜農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更の意見照会について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第9号議案を朗読>
議長	御意見、御質問はありませんか。
委員	<説明資料が分かりづらい点について意見あり>
農政推進担当	<案件番号791、792について、追加資料を元に説明>
事務局	<案件番号793について、追加資料を元に説明>
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第9号議案について、意見なしとすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 9 号議案については、意見なしとします。
議長	続いて、議案書の報告事項について、第 1 号報告から第 8 号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	<報告事項第 1 号から第 8 号まで一括で報告>
議長	報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。
	御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<事務局から事務連絡を行う。>
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますでしょうか。
	御意見がないようでしたら、これをもちまして第 24 回総会を閉会といたします。
	(閉会 16 時 05 分)

## 令和7年6月24日開催 第24回総会出席状況

### 【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅則	会長職務代理者	出席	
3	田中 豊		出席	
4	石井 勝		出席	議事録署名人
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	議事録署名人
6	石井 勝則		出席	
7	奥村 玄		出席	
8	石井 豊		出席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	
12	廣瀬 豊		出席	

### 【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮 藤正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	欠席	
9	宮川 正		欠席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、栗林事務職員、木場技術職員  
 三木事務職員、山根事務職員、吉田技術職員  
 農政推進担当：黒木係長、佐藤技術職員  
 農業振興担当：茂木技術職員